

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和8年2月6日(金)午後2時54分
3. 開催場所 日置川拠点公民館 2階 大会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一
14番 大平 倫生
5. 欠席委員 13番 柏木 彰文
6. 事務局
局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主査 赤井 志央
主事 前田 大輔
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 4号 農地使用貸借の合意解約について
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可の取消について
議案第 9号 非農地証明について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可について
議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

〇〇局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から2月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、北富田地区、富田地区、椿地

区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の尾崎 義治委員と11番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員 はい。

〇〇委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第4号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。報告第4号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、使用貸借権の解約です。申請理由は、耕作者死亡のため。令和7年12月26日解約したものです。補足です。耕作者、農地中間事業による貸付先の〇〇さんですが、昨年5月に亡くなられことにより貸付先の解約となり、公社管理となっていたので、今回の解約により貸し手にお返しするものです。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇外4筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳と〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、貸付人の自己都合で借受人に申し入れ、双方合意したため。令和7年12月31日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第4号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第8号 農地法第3条の規定による許可の取消につきまして上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。報告第8号 農地法第3条の規定による許可の取消につきましてご報告いたします。議案書の3ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外3筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇と〇〇は畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、許可相当議決日が令和7年7月11日。許可日が7月15日。取消理由は、売買が成立しなかったため。なお、〇〇さんが許可書を紛失されたと

のことで、始末書付きの申請となっています。以上です。ご審議よろしくお願
いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見
をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第8号につ
きましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第9号 非農地証明に
ついて上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第9号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の4ページ
をお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外4筆で、地目は台帳が全て畑、現
況が〇〇、〇〇、〇〇が宅地、それ以外が山林で、面積は合計〇〇㎡です。申請
人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、当該地は相続により取得しまし
た。〇〇は昭和30年に居宅兼店舗を建築、〇〇は昭和37年に居宅、昭和57年
に倉庫を建築、〇〇は20数年前に農業用機材等を収納する倉庫を建築、また、4
〇〇及び〇〇は長年にわたる放置により、山林化した状況ですとのことです。な
お、1月30日に〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただ
いております。現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンを
ご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願
いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区
でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第9号につ
きましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第10号 農地法第3条
の規定による許可ついて上程いたします。6件ございますが一括して事務局より

説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 5 筆で、地目は台帳が〇〇が畑、それ以外が田、現況が〇〇、〇〇が田、それ以外が畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては高齢のため農作業をすることができず休耕地となっていたことから、有効利用していただける人に贈与したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営を始めたいと思っていたところ、贈与していただく話がまとまったため、本申請に至りましたとのことです。補足です。〇〇は、中国籍です。短期在留の外国人による農地取得が原則禁止される場所ですが、在留カードによると在留資格は、「永住者」で、「就労制限なし」です。農地法第 3 条の許可は、国籍の制限はありませんが、農地を効率的に利用することなどが求められます。平成 30 年に当町に移住し、現在は〇〇の手前でペンションを自営されているとのことで、農作業歴はありませんが譲渡人に伺いながら、また農機具等を使用させて頂き、草刈機、畑打ち機、噴霧器などの必要な機具の導入を予定し白菜、キュウリ、ナス、オクラ、トマト、ピーマンなど一年を通して季節野菜の栽培により自家消費から始めたいと代理人を通して伺っています。

続きまして、議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、農業ができないことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては現在耕作している農地だけでは生産量が不十分であり、事業規模を拡大して生産性を向上させたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を借していた農家から、高齢を理由に返却されることになったが維持管理が困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては近くの農地で耕作しているが、当該地が非耕作地となり環境が悪化することを懸念したことから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 6 筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては譲受人に貸与していた住宅及び農地を贈与することになったため、本申請に至りました

とのことで、譲受人においては農業経営規模の拡大を考えていたところ、以前から借りていた住宅及び農地の贈与を受けることになったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 7 筆で、地目は台帳が全て畑、現況が〇〇、〇〇、〇〇が畑、それ以外が山林、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの養畜面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、高齢のため耕作が難しいことから、親戚である譲受人に贈与したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては大工兼養蜂業を営んでおり、養蜂場として贈与を受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの養畜面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、高齢のため耕作が難しいことから、親戚である譲受人に贈与したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては大工兼養蜂業を営んでおり、養蜂場として贈与を受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請地の〇〇と〇〇は道路から 10m くらいの山手にあり、管理はしていますが、整備するのが大変ですので、譲受人が上手く活用していただければと思います。また、ペンションを経営しているようですが、そこに住んでいるのですか。

〇〇係長 譲受人の住所は申請時には〇〇というペンションでしたが、改めて調べたところ、〇〇に住所を移していて、どちらかにお住まいだと思うのですが、確認は出来ていません。

〇〇委員 わかりました。近隣の方から聞いた話ですが、譲渡人の物件を購入して、付属に農地も購入したと聞きました。ご存知でしょうか。

〇〇係長 譲渡人の宅地や建物等を売買する中で、その他の土地も合わせて譲りたいという話はお伺いしております。

〇〇委員 申請地の〇〇と〇〇は、昔は果樹栽培をしていた農地ですが、現在はきれいに耕されている様子でした。〇〇と〇〇は何も耕作されていませんでしたが、草刈等の維持管理はされていた農地です。今後は耕作して頂ければと思います。

議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前にも同じような申請があったと思いますが。

〇〇係長 以前の申請で漏れていたところですよ。

〇〇委員 わかりました。異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 4番につきましては、〇〇区。5番、6番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第10号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、1番から3番は〇〇委員が当事者でございますので、まず、4番から11番につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書の13ページから15ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は11件、24筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。なお、1番と2番、8番と9番は、貸し手と貸付先が同じですが、地域

計画内外で契約を分けることとなりますので、別にしております。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 19 ページ、20 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は〇〇が田、それ以外が畑、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の 21 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 22 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 23 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は〇〇で、現況地目は全て田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。相対による使用貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては始めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 24 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 25 ページ、26 ページをお願いいたします。番号 9。申請地は〇〇外 3 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 27 ページをお願いいたします。番号 10。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 28 ページをお願いいたします。番号 11。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。相対による貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては、始めてですので、新規設定としています。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりました。4 番、5 番につきましては、〇〇区でござ

います。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 6 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 7 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 8 番から 10 番までにつきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 11 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 11 号 4 番から 11 番までにつきまして、計画案を承認いたします。続きまして、議案第 11 号の 1 番から 3 番までについてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 11 号の 1 番についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 5 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の

再設定で、利用目的は梅栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番から 3 番までにつきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 11 号の 1 番から 3 番までにつきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。ここで議案第 11 号の 4 番について承認頂きましたが、〇〇委員よりご意見がありましたので、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。〇〇委員から、本日欠席の連絡を頂いた際に、議案書の 19 ページの申請地の内、〇〇は、農地の維持管理が出来ていないことから、後日、他の農業委員とともに現地確認のうえ、相談したいと話がありました。また、隣接農地の耕作者からも農業委員会宛てに維持管理が出来ていないと苦情の連絡がありましたが、和歌山県農業公社の農地中間管理事業を利用していますので、そちらを通じて話をしてもらいました。借り手農家である〇〇さんからは花卉栽培をしており、農業を知らない者が見ると雑草のように見えるものがありますが、そういう花卉の栽培ですとの回答がありました。現状では、和歌山県農業公社としては下草の管理はしていただかないといけませんが、花卉栽培であれば致し方ないと判断されています。

〇〇委員 周辺が田で水稻を耕作しているところに、よその地域の人物が田を借りて、永年作物である樹木や花卉を栽培するのは、どうなのでしょう。

〇〇係長 ここ 1 年で近隣農地の方から聞いたのは、夏にバッタがたくさん発生することや、秋にイノシシが畑を荒らしに来るため、隣接地まで被害を受けているので注意してほしいという話です。イノシシの被害について、農業委員会が花卉栽培し

ているものを刈るよう指導することはできないため、隣接農地の農家自身で防護柵等を設置していただかないといけません。また、田で野菜や花卉を耕作することはよくあることですので、栽培する作物に制限をかけることは難しいと思います。もし、田を嵩上げして畑に形状変更する場合には隣接農地の方から同意を得ていただくことになるのですが。

〇〇委員　今回の隣接農地の耕作者はとても几帳面で地域で一番丁寧に管理している方です。その隣で水田に木を植えて、下草や畦畔の管理が行き届いていないことが問題の発端になっています。

〇〇係長　過去には畦畔の草を刈るときに、誤って〇〇さんが栽培している花卉を刈ってしまったことがあるようで、お互いで折り合いがつかないところがあるのかもしれないですね。

〇〇委員　水田と花木では下草の管理が全然違います。花木の場合は、下草が多少生えていても頓着がないと思いますが、水田の場合はそうはいかないです。

〇〇局長　先ほどの議案で承認されましたが、今回そのような話がある中で、〇〇委員からご意見を頂いておりましたので、皆様にもご意見をお聞かせいただきました。適切な管理をしてくださいということで話をしていきますので、よろしく願います。

議長　わかりました。他の委員さん方のご意見はございませんか。なければ、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長　はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～にしむろアグリ情報第95号の配布について、説明した。～
～令和8年度農業委員会開催予定日、申請締切日の配布について、説明した。～

議長　他に何かご意見等はございませんか。

全員　意見なし。

議長　なければ、その他で町から報告があるようですので願います。

〇〇副課長　～白浜町内産水稻米利用に関するアンケート調査の結果について、説明した。～

議長　他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和8年3月13日（金）午後1時30分から富田事務所2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は午後2時54分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。